

保育士を目指す学生の「障害」観に関する一考察 — 障害児保育にかかわる「保育者」として —

関谷 眞澄

A Thinking about “Handicap” in This College Students,
To be a childcare person.
They care handicapped children at professional.

Masumi SEKIYA

障害をかかえる子どもの保育において、保育士は直接援助にたずさわる存在である。その保育士が「障害」「障害児・者」についてどのような考えを持っているか、どのように捉えているかによって、障害児や保護者へのかかわり方は異なってくる。保育士が自分自身の「障害観」を自分のこととして内省していくことは、目の前の子どもやその保護者の気持ちや状況に添った援助を行っていくために必要である。

本稿では講義時のリアクションペーパーを基に、学生の「障害」の捉え方を分析し、その特徴と課題を示唆した。

1 はじめに

1974年「障害児保育事業実施要項」により障害を抱える子が保育所保育の対象となり、統合保育の場として保育所もその役割を担うようになった。当然のことながら、保育士にとって「健常児」だけでなく、「障害児」の保育もその重要な業務となった。

保育士の役割と責務は、子どもの育ちを支えることであり、親（養育者）の子育てを支えること、子育てを支える社会を作っていく一員となることである。

子どもの発達・成長は、親をはじめとする周囲の他者からのかかわりとの相互作用により促されていく。子どもは伸びゆく力を持っている。その力が豊かに開かれるように家庭でも保育の場でもその育ちを見守り、支えていくことが必要である。子どもが障害を抱えていてもいなくても、その子の生まれもった力を育てていくのが「保育」である。

子どもの発達を支え、促す保育をするためには、子どもの「発達」を知らなければならない。「発達」についての知識を持っているだけではなく、目の前の子どもの「発達を見る目」を持ち、その子に適したかかわりや保育プログラムが展開できる力を持たなくてはならない。そ

これは「健常児」と言われる子に対してだけでなく、「障害児」と言われる子に対しても十分になされなくてはならない。なぜなら「保育士」はその資格において名称独占された専門職であるからである。

障害児保育においてその「発達を見る目」だけでは十分な保育はできない。その子の障害について知識を持ち、随時適切な対応ができなくてはならない。また親（保護者）の「障害の受容」にかかわっていくことが重要な役割になってくる。

障害を持つ子やその親への保育士のかかわりかたは、保育士自身が「障害」や「障害児・者」をどのように捉えているか、どのような気持ちを持っているかにより方向づけられていよう。しかしながら、保育士を目指す学生や現場の保育士ひとりひとりが、自身の「障害観」を十分内省しているだろうか。また教育や現場のなかで「障害とは」と考えることを必要とされ、求められてきただろうか。

本稿では、授業を通してみられた学生（保育士の資格取得を目指すクラス）たちの、「障害」の捉え方の傾向や矛盾を整理、検討し、「障害児保育」への意識を持つことの重要性を考えていく。

2 学生の「障害」の捉え方

筆者は本学で「障害児保育」を担当している。そのなかで「障害」について講義し、その後に「障害を個性と考えるか否か」という設問にリアクションペーパーで応えてもらった。その記述をもとに、「障害」「障害を抱えること」についてどのように捉えているか、その特徴をまとめ、検討していきたい。

なおこれらの記述は調査として集めたものではない。あくまでも筆者が自身の講義を通して感じた傾向である。実態調査ではないことを了解いただきたい。

講義の内容は、「障害」の定義（辞書的な意味からテキストなどでの使われ方）、障害構造—ICIDHとICF、「個性」という言葉の意味、「障害は個性か」、である。

まず講義の概要を述べ、リアクションペーパーにみられた学生の意識やその特徴を整理して、検討していく。

1) 講義概要

本稿で主題としている「障害」と「個性」について、講義の内容（概略）と筆者の考えを述べる。

(1) 「障害」とは

障害とは何か。「障害者」と「健常者」を区別する基準があるのか。

「障害」という言葉を国語辞典(新明解国語辞典 第3版 三省堂)で引くと、「障」は「じゃま(になるもの)」、「害」は「人を殺す」であり、「障害」は「①正常な運営やスムーズな進行をさえぎりどめもの②ハードル」と記されている。ただし「害」という字は本来「碍」が正しく、「さまたげる」という意味であると記されてもいる。また広辞苑では「障害」とは「①さわり。さまたげ。じゃま。②身体機能に何らかのさわりがあって機能を果たさないこと」と書かれている。

精神保健福祉などのテキストでは「障害は自分自身に支障(さしさわり)があることだけでなく、そのことが生活上の自由な行動を妨げられた状態を意味する」とある(八木原2002:7)。

医療の分野では、上田は「疾患が消失もしくは固定(欠陥治癒)してその後に残った固定した異常」と規定すべきではないと指摘し、「障害」を「疾患によって起こった生活・人生上の困難・不自由・不利益」と定義している(上田1996:114)。

(2) 障害構造…ICIDHとICF

1980年にICIDH(国際障害分類)が示された。これは医療モデルと称され、障害をimpairment, disability, handicapという3側面でもとらえたものである。WHOの定義は以下である。

「病気/変調」(disease or disorder)によって「機能・形態障害」(impairment)がおこる。「機能・形態障害」(impairment)とは「心理的、生理的又は解剖学的な構造又は機能の何らかの喪失又は異常」であり、生物学的・医学的レベルでもとらえた一次的障害である。二次的障害として起こるのが「能力障害」(disability)で、「障害」を個人的レベルでもとらえたものである。これは機能・形態障害を起因とする行為能力の障害であり、「人間として正常と見なされる方法や範囲で活動していく能力の(機能障害に起因する)何らかの制限や欠如」である。三次的障害として社会的レベルでもとらえた「社会的不利」(handicap)がある。環境の側が作る障害で、「その個人に生じた不利益であり、その個人にとって(年齢、性別、社会文化的因子からみて)正常な役割を果たすことが制限されたり、妨げられたりすること」である。

例をあげてみよう。交通事故での脊椎損傷(「病気/変調」disease or disorder)による足の機能や形態の損傷、切断(「機能・形態障害」impairment)により、歩く、走るという移動能力における支障(「能力障害」disability)が生じる。そして車椅子使用となったとき、階段などでの物理的不利益、就職の際に起こる選択肢の制限など(「社会的不利」handicap)が引き起こされる。

ICF(国際生活機能分類)は2001年に提示された。「心身機能・身体構造」(body

functions & structures), 「活動」(activity), 「参加」(participation) という3側面で障害構造を整理している。これは社会モデルと称される。「障害」の構造を三次元で示している点はICIDHと変わらない。ICF(国際生活機能分類)は、「障害」をもともと存在するものではなく、生活機能に制限・困難や問題が生じた状態を「障害」として捉えなおしたものである。さらにその状態には背景因子である「環境因子」と「個人因子」も相互に影響しあうという観点から、人間と環境との「相互作用モデル」として概念化されている。人の生活機能と障害は健康状態と背景因子との相互作用によるものであり、そのなかで制限などを被り、生活のしづらさを抱えた状態を「障害」とする考え方である。

(3) 「障害は個性である」のか

「個性」という言葉自体は辞書的には、「①個人に具わり、他の人とはちがう、その個人にしかない性質、性格 ②個物または固体に特有な特徴あるいは性格」(広辞苑 第6版 岩波書店)と説明されている。

「障害は個性である」という言われ方を耳にするようになったのには、乙武洋匡の著書『五体不満足』(乙武 1998)の影響が大きい。この著者で彼は当事者として、「障害は個性である」と主張し、メディアに登場した。その著書『五体不満足』の裏表紙には、「先天性四肢切断という障害を単なる『身体的特徴』と考えて」と自らの言葉で書かれている(乙武 1998)。この本は「障害は不便である。しかし、不幸ではない」(ヘレン・ケラー)というメッセージを根底に、「障害を持っていても、ボクは毎日が楽しいよ」、「五体が満足だろうと不満足だろうと、幸せな人生を送るには関係ない、そのことを伝えたかった」(乙武 1998:269)という意図で書かれたものである。

乙武とは別の観点から茂木は「障害は個性か」という問題提起をし、「障害は属性だが個性ではない」と主張している(茂木 2003)。「個性概念は社会構造を含めた他者による肯定的価値としての承認といった他者規定があたえられて(それが『自己』規定と合致する場合も含まれるが)はじめて成立するもの」「障害を含んで(さしあたり)個々人の属性とされるものが、個性となる(とされる)ためには、その属性を他者(社会といってもいいであろう)が肯定的価値として承認することが必要」という主張である(茂木 2003:29-30)。

「障害」を「個性」と捉えるのか、個人の「属性」ではあっても「個性ではない」と捉えるのか、それによって障害を抱えた人自身の自己認識や援助者のかかわり方は異なってくる。

また「個性」をどう捉えるかということを考える際に、「障害は個性である」と主張するのが誰かによってその意味合いが異なることも見落としてはならない点である。

(4) 「障害」と「個性」…筆者の見解

「障害」と「個性」をどう捉えるか、「障害は個性」と言えるのか、筆者の考えを述べる。

辞書の定義を参考に人生や生活という範囲で「障害」の意味を考えると、「障害」とは「生きていくうえでさしさわりをもたらすもの」、つまりは「生きづらさをもたらすもの」といえよう。そのように考えていくと誰しもが「障害」を抱えているのである。「障害児・者」「健常児・者」という括りは、公的「支援」を行う上で必要になるものであろう。特に支援を制度として実施するには、どこかで支援対象を区分しなくてはならない。区分し対象を限定することは、予算上の必要もあろうが、その対象者に適した援助をするためにも必要である。

「障害」を「個性」と捉えるか否か、ここで捉え方の違いの基となるのは「障害」を個人の「特徴」と捉えるか否かによる。「障害」もまたその個人の特徴と考えるならば、「個性」ということになる。

しかしながら私たちが日常的に会話のなかで「個性」という言葉を使う時には、そこには肯定的なニュアンスが含まれていよう。はたして「障害」という言葉を私たちは肯定的なものとして捉えているだろうか。先にあげたように辞書的にも定義としても、「障害」という言葉自体は肯定的なニュアンスをもってはいない。

茂木の言うように、「個性」とは暗黙のうちに社会的承認を得ている特性、他者から受け入れられる特性である。現実には「障害」が社会から肯定的価値を与えられている、少なくとも否定的にみられていないのであれば、「障害」を「個性」ということもできるだろう。

現実としては「障害」は社会のなかでまだまだ否定的価値をもって捉えられている。だからこそ肯定的価値がそこに見出されることが目指されているのである。「障害は個性である」という主張には、あえて「個性」と称することから「障害」に対する見方を変えようとする意識があるのかもしれない。しかしながら、「障害はなんといっても個人の生活と活動を制約する面をもつ（その意味で負の影響を及ぼす）属性であり、その制約は意識のうでいかにか軽く位置づけてみたところで軽減したり解消したりするものではない」（茂木 2003：31）というように、「障害は個性である」と安易に位置づけてしまうことは、社会が「障害」の軽減や障害を抱えた人の「生きづらさ」に手を差し伸べないことを正当化する理由づけになることもある。

乙武のように当事者が「障害は個性である」と主張する場合、それはその人が自らの障害をそのように捉えることができたからである。他者から障害を抱える自分に対する肯定的価値を感じる体験があり、自分自身も自身の障害や自分自身を否定しないでいられるからである。それはその人個人の感じ方であるので、否定するものではない。またそのメッセージが健常者の障害者への認識を肯定的なものにしたり、他の障害者を励ますものになることもあろう。しかし同時に自らの障害に苦しむ人を否定し、「明るく」「前向き」にと追い詰めることもあろう。さらに健常者が、障害を抱える人のつらさを軽んじることになることもあろう。

「健常者」という立場にある人が「障害は個性であるか」と考える時、また口にする時に障害をかかえるその人自身が自身の障害を「個性」として捉えているかということ、念頭に置くことが必要である。そしてその人が自分の障害を他者から「個性」として見てほしいと思っているのか、「障害」として見てほしいのか、その人の気持ちを考えようとする 것도大切であろう。「障害」によりつらい思いをしている人に、「障害は個性」と言うことは、場合によっては引け目を払拭することもあるだろう。また場合によっては「わかってもらえない」という絶望感や疎外感を与えるだろう。相手と自分との関係性、いままでのつながりをよく考えてかかわっていくことを抜きにしてはならないし、言葉を用いるべきである。

2) リアクションペーパーにみられた意識

「障害を個性と考えるか否か」について、大方（印象として4分の3以上）の学生が「個性と考える」と記述していた。そのなかには「個性として考えたい」という記載もみられたが、「個性と言えないかもしれないが、個性として捉えたい」という二面性に気づいての文脈ではなかった。

「個性である」という理由として挙げられていたのは、

- a 「その子（人）が持って生まれたもの」
- b 「その子（人）にはどうすることもできないものだから」
- c 「障害は変えられるものではない。その個人にずっと備わっているものだから」
- d 「身体的特徴のひとつ」（「目が一重、二重というのと同じ」「背が高い人も低い人もいる。それと変わらない」など）
- e 「色々な性格の人がいる。障害も同じで一つの個性」
- f 「私たちもできないことがある。それと変わらない」
- g 「どんな人も得意なこと不得意なことがある。障害はそれができないだけ」
- h 「その人なりにできることがある。障害ではない。苦手なだけ」
- i 「障害を持っている人は、その代りにできることがある」
- j 「障害があるから、素晴らしい能力がある」
- k 「区別してみるのには差別」
- l 「障害とみるのには差別」
- m 「保育実習で自閉症の子をみてびっくりしていたら、先生から“この子の個性としてみてください”と言われた。そう思って見たら他の子と変わらないと思った。だから個性としてみたい」

などである。（記述そのままではない。表現をまとめたり、同じ内容の記述は代表的なものを探り上げている。または複数あわせている。）

学生たちが「障害は個性である」と考える理由は、

①辞書的な意味そのものの捉えかたである場合。「障害も身体的特徴であるから」「性格の違いと同じ」というものである。目が一重、二重というような違いに過ぎないという捉え方による意見である。(上述のd, eなど)

②「持って生まれたもので個人に一生属するもの」という捉え方による意見。(上述のa, b, cなど)

③障害は「できないこと、苦手なことにすぎない」というもの。(上述のf, g, hなど)

④障害を障害とみなさない捉え方。(iからm)

と整理できる。

「障害は個性ではない」という捉える学生の意見は、2つの理由に困っていた。

ひとつは「障害は不利であり、肯定的な意味合いをもつ個性と同じではない」というもの。もうひとつは、「障害を個性と同じに考えてしまうと援助がなされなくなる」というものであった。

数としては少なかったが、「個性であるともないともいえない」という記述もみられた。そのなかには「自分としては個性としてみたいが、その人にとっては個性とみられたくないかもしれない」「つらい思いをしているのに個性と言われたらさらにつらいと思う」、というように障害を持つ人にとってどうなのかという視点をもった記述がみられた。

3 リアクションペーパーにみられた捉え方の特徴と問題点

「障害は個性である」という学生の記述には、「障害」に対して肯定的もしくは肯定的であろうとする姿勢が表れている。

それはある意味「障害」「障害児・者」に対する「偏見」や「差別観」の少なさと考えられる。不自由さや生きづらさを持つ姿を「そのままでもいい」と、認め、受け入れようとしているのである。保育士としてかせないのは、保育の場で障害の有無にかかわらず、「ひとりの子」として、目の前のその子を見、かかわり、その発達を支えていくという姿勢である。その基になるような捉え方であると言えよう。

もう一方で学生たちの知識や認識の浅さが指摘される。

「できないこと」からくる不自由さや、「障害」を抱えていることで被ってきた不利や偏見のまなざし、障害児・者自身や家族のつらい心中などがあまり顧みられていないのである。中途障害やリハビリテーション（療育）による回復、機能損失や低下がどのような状態なのか、「できない」ことのつらさや生活への支障、生きづらさ、などに思い至ることが十分でないような記述と言える。それは自分自身のことではない(体験したことがない)ということや、障害児・者にかかわった経験がない、ということにもよるだろう。しかしそれだけではなく、

他者のことであってもネガティブなこと、つらいことは考えたくない、感じたくないという心性があるのではないだろうか。

また「障害」が「生まれもつてのものである」「変えることができない」という思い込みがみられ、中途障害のことは認識されていないようであった。学生たちが小学校、中学校、高校と「学校」という場で出会う障害児は、おそらく知的障害児や自閉症児であり、集団に入れる適応能力を持った子たちであろう。そのイメージからのみ「障害」や「障害児」が認識されているとするなら、障害は生まれつきのもので、変えようのないもの、と断定されるのだろう。

さらに「区別」と「差別」の意味が正確に理解されていないようであった。また、メディアにより発信されたイメージを安易な解釈のままに自己吟味なしで受け取ってしまっているようでもあった (i, j)。そして学生が「障害」について自分自身の考えを持つとうとしない、持つことを必要と感じないのは、自分自身の考えを持つとする意識の薄さ (m) なども関係しているだろう。

アンケートには実習で感じたことが書かれてもいた。それは、「障害を持っていても、ここにこしていた」、「できることを一生懸命していた」など障害をもって生活する姿に感激したというものや、「不自由なことはあっても自分たちと変わらない」という内容であった。

こうした「障害」に対する学生の姿勢 (考え方や向き合い方) をみていったとき、最も懸念されることは学生にとって「障害」が人ごとであり (実習を終えても)、自分自身のこととして意識されにくいままであること、そして「知識不足」である。これはあくまでもリアクションペーパーから感じられることではある。しかし、前述したように「障害児・者」の支援にかかわる者が、「障害」を他人ごととしていては真に相手を尊んだ援助はできないだろう。ましてや保育士は名称独占された資格を持つ保育の専門職という立場と責任を与えられた者である。

「障害」について、ひとりひとりの学生が自分のこととして考え、自分なりの考えを持ち、保育士として現場に立つなかで自身の考えを振り返り、問い直していく、そのような学生を育てていくことが教育する立場の者の課題とも言えるだろう。

4 おわりに—「障害」について考えることの重要性

今日「障害」という言葉は、以前よりも私たちの身近なものとなっている。誰しもが耳にしたことがあり、特に意識することなく口にしていく。日常生活のなかで、「障害」という言葉をその意味を気にしながら用いている人は少ないだろう。

「バリアフリー」という言葉が飛び交うようになり、「障害」はさらに親しみやすい言葉になった。「バリアフリー」、それは「隔てのない環境」を意図している。建築物など物的環境の

みでなく、「こころのバリアフリー」とも言われるように個人の意識においても、目指されている。その言葉の波及は「障害」を「健常者社会」のなかに位置づけ、差別や偏見の軽減をもたらした。一方、あまりに日常的に乱用され、「障害」という言葉や「障害を抱える」という現実を軽くしてしまったのではないか。

同様に「障害」という言葉が、ある意味当たり前の言葉になったことは、障害を抱える人の「社会的不利」(handicap)を軽減する役を担ったが、「障害を抱える」というつらさをみえにくくしている面がある。

「障害」とはなにか。私たちは自分なりに「障害」をイメージしている。そのイメージはその人の経験、生きてきた歴史からつくられている。

小学校の時のクラスメイトに知的障害を持つ子がいた、父親が脳卒中で片麻痺になった、街中で車椅子の人に会った、手話を習っているなどの経験や、福祉実習での体験などから、その個人の「障害」「障害児・者」「障害を抱えての生活」などがイメージされていく。またメディアによりつくられてもいく。障害を抱える人を主人公にしたドラマやドキュメント、手記などからも影響を受けるのである。

そのイメージはその個人のものであるが、私たちは自分のイメージが他者とも共通のものであると思ってしまう。自分自身の思っていることが相手と通じているのか、改めて確かめることはなされない。曖昧なままお互いに同じことを思っていると信じ、同意に至る。その不一致は日常生活では、「ちょっと思っていることが違う」「そういう意味ではなかった」ということで飲み込まれ、大きな問題にはならない。しかし、「援助」においては共通理解がなされていないことで、一方的な援助となってしまうたり、誤解を招き、関係を損なうことも起きうる。

「障害」とは何か、自分は「障害」をどのように考えているのか、改めて問うことが「援助」にかかわる者、かかわっていかうとする者には必要であろう。そして「保育士」を目指す学生は援助にかかわっていく者である。

障害児保育はノーマライゼーションの理念を基にしている。それは、障害者や高齢者など、社会的弱者とされる人々と健常者とされる人々とはお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、望ましい姿であるとする考え方である。この理念の教授がその社会的背景や目指すものなども含めて伝えられないと、単に言葉の暗記になってしまう。なぜ「区別されることなく」が求められるのか、「区別」とは何か、区別と差別の関係など、学生が考える時間を抜きにして、「こうあるべき」として、また保育士の持つべき視点として教授していったらならない。

「区別してはいけない」「どの子も同じにみなくてはいけない」という気持ち、それだけが正しいとなってしまうと、目の前のその子の姿はみえない。ひとりひとりの違いがみえなく

なってしまう。それではその子の発達にあった保育はできない。そして障害を抱える子に必要な援助がなされないことになる。いま目の前にいる障害を抱える子に何ができないのかを見極め、どう手助けしたらその子なりにできるようになるのか考え、援助していくのが保育士の仕事である。

「保育士」を目指す学生だけではなく、「保育士」を育てる側に立つ私たちも、また既に保育にかかわっている人も、さらには誰しものが「障害」を自分のこととして考えていくことが、「バリアフリー」の最初の一歩ではないだろうか。

[文献] (アルファベット順)

茂木俊彦 (2003) 『障害は個性か 新しい障害観と「特別支援教育」をめぐって』 大月書店

乙武洋匡 (1998) 『五体不満足』 講談社

上田敏 (1996) 「障害の概念と構造 — 身体障害者のリハビリテーションの経験から」 日本精神障害者リハビリテーション学会編『第3回精神障害者リハビリテーション研究会報告書』, 114—124

八木原律子 (2002) 「障害および障害者」 岡上和雄・京極高宣・新保祐元・寺谷隆子編『改定 精神保健福祉の基礎知識 下』 中央法規